

香川県条例第40号

特別会計の設置に関する条例等の一部を改正する条例
 (特別会計の設置に関する条例の一部改正)

第1条 特別会計の設置に関する条例(昭和39年香川県条例第4号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(母子父子寡婦福祉資金特別会計)</p> <p>第2条 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の規定による母子福祉資金、<u>父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業の経理を明確にするため、母子父子寡婦福祉資金特別会計</u>を設置する。</p>	<p>(母子寡婦福祉資金特別会計)</p> <p>第2条 <u>母子及び寡婦福祉法</u>(昭和39年法律第129号)の規定による母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業の経理を明確にするため、<u>母子寡婦福祉資金特別会計</u>を設置する。</p>

(香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 香川県事務処理の特例に関する条例(平成11年香川県条例第40号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>第3条 略</p> <p>別表第2(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">書 類</th> <th style="text-align: center;">市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~21 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>22 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づく福祉資金貸付金の貸付けのための規則の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>23~37 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	書 類	市 町	1~21 略		22 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づく福祉資金貸付金の貸付けのための規則の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの</u>	略	23~37 略		<p>第3条 別表第2の左欄に掲げる書類の受付及び知事若しくは教育委員会への送付又は申請者等への送付に関する事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。</p> <p>別表第2(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">書 類</th> <th style="text-align: center;">市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~21 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>22 <u>母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)の施行のための規則の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの</u></td> <td>各市町(高松市を除く。)</td> </tr> <tr> <td>23~37 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	書 類	市 町	1~21 略		22 <u>母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)の施行のための規則の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの</u>	各市町(高松市を除く。)	23~37 略	
書 類	市 町																
1~21 略																	
22 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づく福祉資金貸付金の貸付けのための規則の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの</u>	略																
23~37 略																	
書 類	市 町																
1~21 略																	
22 <u>母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)の施行のための規則の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの</u>	各市町(高松市を除く。)																
23~37 略																	

(香川県高等学校等奨学金貸付条例の一部改正)

第3条 香川県高等学校等奨学金貸付条例(平成14年香川県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(貸付けの対象者) 第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 香川県高等学校定時制課程及び通信制課程在学学生修学資金貸付条例(昭和49年香川県条例第37号)による修学資金の貸付け、独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)による学資の貸与又は<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>(昭和39年法律第129号)による修学資金の貸付けを受けていないこと。</p>	<p>(貸付けの対象者) 第2条 奨学金の貸付けの対象となる者は、次に掲げる要件を備える者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 香川県高等学校定時制課程及び通信制課程在学学生修学資金貸付条例(昭和49年香川県条例第37号)による修学資金の貸付け、独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)による学資の貸与又は<u>母子及び寡婦福祉法</u>(昭和39年法律第129号)による修学資金の貸付けを受けていないこと。</p>

(香川県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正)

第4条 香川県認定こども園の認定の要件に関する条例(平成18年香川県条例第64号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(認定の要件) 第3条 略</p> <p>別表(第3条関係) 第1～第9 略 第10 管理及び運営等 (1)～(3) 略 (4) 入園者の選考 児童虐待の防止の観点から特別の支援を要する家庭、母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)又は経済的に困窮している家庭の子ども、障害のある子ども等特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うとともに、県及び市町との連携を図り、当該特別な配慮が必要な子どもの受入に適切に配慮すること。</p>	<p>(認定の要件) 第3条 法第3条第1項又は第3項の条例で定める要件は、別表のとおりとする。</p> <p>別表(第3条関係) 第1～第9 略 第10 管理及び運営等 (1)～(3) 略 (4) 入園者の選考 児童虐待の防止の観点から特別の支援を要する家庭、母子家庭等(母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第4項に規定する母子家庭等をいう。)又は経済的に困窮している家庭の子ども、障害のある子ども等特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うとともに、県及び市町との連携を図り、当該特別な配慮が必要な子どもの受入に適切に配慮すること。</p>

(5)～(11) 略

(5)～(11) 略

(香川県大学生等奨学金貸付条例の一部改正)

第5条 香川県大学生等奨学金貸付条例（平成23年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(貸付けの対象者)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 香川県看護学生修学資金貸付条例（昭和38年香川県条例第15号）、香川県獣医学生修学資金貸付条例（平成4年香川県条例第1号）、香川県医学生修学資金貸付条例（平成19年香川県条例第4号）若しくは香川県保育学生の修学援助に関する特別措置条例（平成21年香川県条例第7号）による修学資金の貸付け又は母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による修学資金の貸付けを受けていないこと。</p>	<p>(貸付けの対象者)</p> <p>第2条 奨学金の貸付けの対象となる者は、次に掲げる要件を備える者とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 香川県看護学生修学資金貸付条例（昭和38年香川県条例第15号）、香川県獣医学生修学資金貸付条例（平成4年香川県条例第1号）、香川県医学生修学資金貸付条例（平成19年香川県条例第4号）若しくは香川県保育学生の修学援助に関する特別措置条例（平成21年香川県条例第7号）による修学資金の貸付け又は母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による修学資金の貸付けを受けていないこと。</p>

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。